



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代表者 取締役社長 村尾 修
(コード番号 6674)
問合せ先 常務取締役 コーポレート室長 中川 敏幸
(TEL. 075-312-1211)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を受け、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」といいます。）を継続的に導入いたしました。

本対応策は、本年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了となりますが、当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本対応策を継続しないことを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

当社は、当社株式の大量取得行為に際しては、株主の皆様、当該行為を行なおうとする者（以下、「買付け者等」といいます。）からの情報だけでなく、当社の経営の実情を把握している当社取締役会からの情報も合わせてご検討いただくなど、十分な情報を提供することが必要であると考えております。また、当該大量取得行為が短期的利益を追求する濫用的買収であるなど当社の企業価値を損なうものである場合には、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えております。当社は本対応策を、こうしたことを確保するための手段の一つとして位置づけてまいりました。

今般、本対応策の有効期間の満了を迎えるにあたり、コーポレートガバナンス・コードならびに国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見を踏まえ、改めて本対応策の必要性について慎重に検討いたしました。

その結果、本対応策導入以降、濫用的買収への否定的見解が定着するなど、買収を巡る外的環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透してきており、本対応策の必要性が相対的に低下したものと判断し、本定時株主総会終結の時をもって本対応策を継続しないことといたしました。

なお、当社は、本対応策終了後も、買付け者等が現れた場合には、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、①大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報提供の買付け者等への要請、②大量取得行為の内容及びそれに対する当社の考え方や代替案の適時・公正な開示、③株主の皆様が検討するための時間の確保に努めてまいります。

以上